

事 務 連 絡
2020年8月18日

各 地 区 港 運 協 会 御 中

一般社団法人 日本港運協会

消費税の適格請求書等保存方式の導入に関する周知等について

標記につきまして、今般、国土交通省、財務省、国税庁連名で消費税の適格請求書等保存方式の導入に関する周知依頼がありました。

令和元年10月1日より消費税率の引き上げと併せて軽減税率制度が実施されました。これを受けて、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されることになっております。

このインボイス制度は、事業者の消費税額の計算や取り交わされる請求書等に関するものであることから、多くの事業者にご理解いただき、その準備や対応が必要となります。

そのため、インボイス制度の理解を深めるための国税庁パンフレット及び、財務省・国税職員を講師として派遣する説明会等を用意しているとのことです。(説明会等の詳細については別添の講師派遣要領をご確認ください。)

つきましては、貴会におかれましては、地区での説明会の開催をご検討いただくとともに、国税庁パンフレットについて、お手数をおかけしますが、貴会会員の事業者にご周知下さるようよろしくお願い申し上げます。

【参考：国税庁パンフレット掲載HP】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

(写) 特別会員